

国自旅第377号の2
令和3年12月22日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局
旅客課長



「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について」の細部取扱いについて」の一部改正について

標記について、今般、別紙のとおり各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務
局運輸部長あて通達したので、この旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知さ
れたい。

(別 添)

国自旅第377号
令和3年12月22日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請
の処理について」の細部取扱いについて」の一部改正について

「「一般貸切旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請の処理につい
て」の細部取扱いについて」（平成14年1月31日付け国自旅第163号）の一部
を別紙の改正欄のとおり改正することとしたので、その旨了知されるとともに、本件
事務処理について遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて、別添のとおり通知し
たので申し添える。